

総務省 行政相談センター きくみみ広島 (中国四国管区行政評価局)

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 4 号館 13 階

電話 082-222-1100 又は 0570-090110

FAX 082-228-4955

ホームページアドレス <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

総務省の行政相談は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人の仕事、都道府県、市町村の仕事（国の仕事関係など）についての苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

例えば、医療保険、年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関等に関する相談を受け付けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、F A X、インターネット、手紙又は来所（上記所在地）により受け付けています。

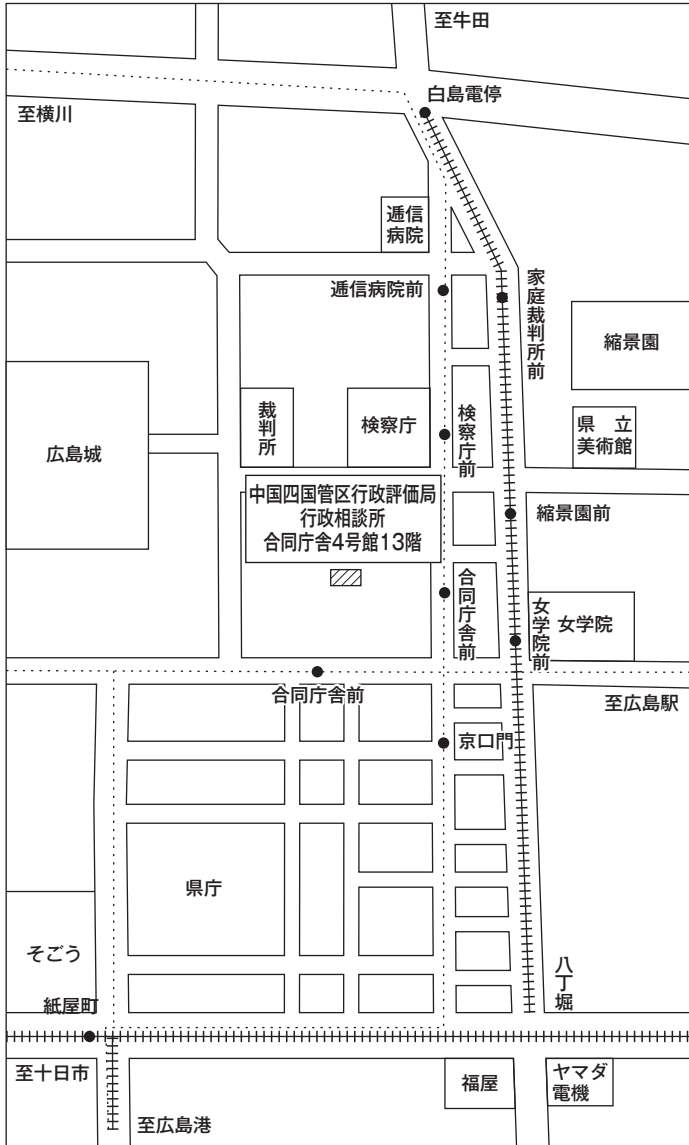
※電話による相談は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

※平日夜間（午後 5 時 15 分～翌午前 8 時 30 分）及び土・日・祝日は留守番電話で対応します。

※来所による相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止する場合があります。

※インターネット：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



広島県国民健康保険団体連合会

【所在地】

〒730-8503 中区東白島町19-49 国保会館

広島県国民健康保険団体連合会

介護保険課 介護第二係

電話 082-554-0783 FAX 082-511-9126

ホームページアドレス <http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>

【相談日時】

月～金曜日（祝・祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

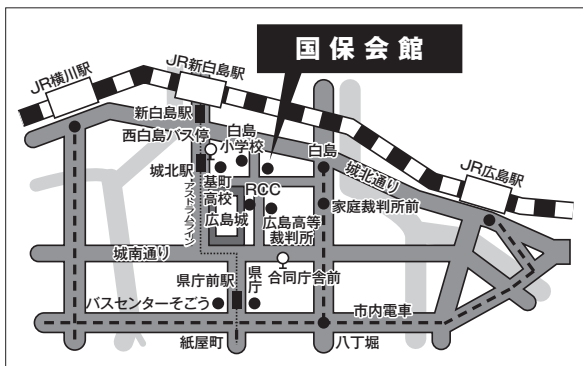
介護サービス事業者等が提供する介護サービスに関する利用者等からの苦情・相談について

【相談料】

無料

【相談方法】

文書、電話、FAX又は来会してください。



【交通機関のご案内】

- アストラムライン
城北駅下車、東へ徒歩6分
- 市内電車
八丁堀から白島線に乘換え家庭裁判所前下車、西へ徒歩6分
- バス
・JR広島駅から合同庁舎經由各方面行き
合同庁舎前下車、北へ徒歩7分
・JR横川駅から大学病院行き
西白島下車、東へ徒歩6分
- JR
JR新白島駅下車、南東へ徒歩8分

広島県福祉サービス運営適正化委員会

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 県社会福祉会館
広島県社会福祉協議会内
電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161
E-mail soudan@hiroshima-fukushi.net
ホームページアドレス <http://www.hiroshima-fukushi.net/>

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

【相談業務内容】

福祉サービスの利用者が、施設や事業所内の苦情窓口にご相談しても解決できない場合、また、施設や事業所に相談しにくい場合、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会がその相談を受け、助言や解決のあっせん等を行います。委員会では、弁護士・医師や相談機関等の専門の委員で構成されています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話・手紙・FAX・電子メール等
来所による相談を希望する場合は予約してください。

